別表
［ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ　ｐｏｗｅｒｅｄ　ｂｙ　Ｐｒｉｓｍａ　Ａｃｃｅｓｓ　ｆｒｏｍ　Ｐａｌｏ　Ａｌｔｏ　Ｎｅｔｗｏｒｋｓ］

１．ネットワークサービスの提供
当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第４項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

２．ネットワークサービスの概要
本ネットワークサービスは、甲が甲設備から、乙が提供するファイアウォール装置（以下「ファイアウォール装置」という）に接続し、インターネットへ接続するにあたり、別途乙が提示する「 ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ　ｐｏｗｅｒｅｄ　ｂｙ　Ｐｒｉｓｍａ　Ａｃｃｅｓｓ　ｆｒｏｍ　Ｐａｌｏ　Ａｌｔｏ　Ｎｅｔｗｏｒｋｓ　サービス詳細説明書」（以下「サービス詳細説明書」という）に記載の提供機能（以下「提供機能」という）を利用できるようにするネットワークサービスです。

ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ　ｐｏｗｅｒｅｄ　ｂｙ　Ｐｒｉｓｍａ　Ａｃｃｅｓｓ　ｆｒｏｍ　Ｐａｌｏ　Ａｌｔｏ　Ｎｅｔｗｏｒｋｓ
├─基本サービス
│　　├初期セットアップ
│　　├基本利用料
│　　├拠点接続
│　　│　├初期セットアップ
│　　│　├ＧＷ２００Ｍ
│　　│　├ＧＷ５００Ｍ
│　　│　├ＧＷ１Ｇ
│　　│　├ＧＷ２．５Ｇ
│　　│　├ＧＷ５Ｇ
│　　│　├ＧＷ１０Ｇ
│　　│　├ＧＷ２５Ｇ
│　　│　├拠点追加オプション
│　　│　└帯域追加オプション
│　　├デバイス接続
│　　│　├初期セットアップ
│　　│　└デバイス接続利用料
│　　└拠点接続＋デバイス接続
│　　　　├初期セットアップ
│　　　　├セット切替　拠点接続初期セットアップ
│　　　　├セット切替　デバイス接続初期セットアップ
│　　　　├ＧＷ２００Ｍ＋デバイス接続２００ＩＤ
│　　　　├ＧＷ５００Ｍ＋デバイス接続５００ＩＤ
│　　　　├ＧＷ１Ｇ＋デバイス接続１０００ＩＤ
│　　　　├ＧＷ２．５Ｇ＋デバイス接続２５００ＩＤ
│　　　　├ＧＷ５Ｇ＋デバイス接続５０００ＩＤ
│　　　　├ＧＷ１０Ｇ＋デバイス接続１００００ＩＤ
│　　　　├ＧＷ２５Ｇ＋デバイス接続２５０００ＩＤ
│　　　　├拠点追加オプション（セット用）
│　　　　├帯域追加オプション（セット用）
│　　　　├帯域＋デバイス接続追加オプション
│　　　　└デバイス接続追加オプション
├ユーザ・グループ識別オプション
│　　├初期セットアップ
│　　├拠点接続・オンプレＡＤ連携用
│　　├デバイス接続・オンプレＡＤ連携用
│　　└デバイス接続・ＡｚｕｒｅＡＤ連携用
├─ＶＰＮ接続（ＳＣ）追加オプション
├─ログ保管容量追加オプション
└─設定変更オプション
├─セキュリティオプション導入支援
└─ＳａａＳ　Ｓｅｃｕｒｉｔｙ　Ｉｎｌｉｎｅオプション
└─ＩｏＴセキュリティオプション
└─ＡＤＥＭ ｆｏｒ デバイス接続オプション

３．サービス実施の前提条件
（１）甲は、サービス詳細説明書および提供機能の内容についてあらかじめ確認するものとします。
（２）甲は、本ネットワークサービスの実施期間中にサービス詳細説明書および提供機能が予告なく変更される場合があることを了承するものとし、サービス詳細説明書および提供機能の変更により本ネットワークサービスの操作方法に変更が生じた場合であっても、乙に対してなんら異議をとなえないものとします。なお、本サービスの実施期間中にサービス詳細説明書の内容を変更する場合、乙は、変更内容の効力発生日の１０営業日前までに、乙所定の方法により、当該変更の内容と当該効力発生日を甲に通知するものとします。また、本書とサービス詳細説明書とで異なる定めがある場合、サービス詳細説明書の定めが優先して適用されるものとします。
（３）甲は、甲設備をファイアウォール装置に接続するための、本別表およびサービス詳細説明書記載の条件を満たす甲設備の準備と設定を甲の費用と負担で行うものとします。当該条件には、ファイアウォール装置に接続するための技術的要件、標準仕様および利用者要件が含まれます。
（４）甲は、次の各号に定める条件にあらかじめ同意し、これを遵守するものとします。
ａ．本ネットワークサービスを甲自身の業務のためにのみ利用し、第三者の利用の目的やその他の目的に利用しないこと
ｂ．本ネットワークサービスについて適用される運用条件、ポリシーおよび手順（以下総称して「運用条件等」）に従うこと。なお、運用条件等は本別表で定めるまたは本別表が参照する情報、サービス詳細説明書に記載の情報、本ネットワークサービスを利用するために乙が甲に限定して開示するウェブページ（以下「サービスポータル」という）上で公表する情報、および乙がＥ－ｍａｉｌ等で甲に通知する情報を含みます。
（５）甲は日本国内の法人であるものとします。
（６）甲は、本ネットワークサービスを利用する国または地域で適用される法律に従うものとします。
（７）甲は、本ネットワークサービスに関する甲の窓口として定める管理者（以下「甲管理者」という）をあらかじめ選定し、乙に通知するものとします。また、甲は、甲管理者に変更がある場合は、事前に乙に通知するものとします。
（８）乙は、甲が本ネットワークサービスを利用することにより乙が甲のために準備するサービスポータル、その他のハードウェアやソフトウェア、および、乙が本ネットワークサービス提供のために利用している富士通クラウドテクノロジーズ株式会社のニフクラサービス（以下「ニフクラ環境」という）から構成されるシステム（以下総称して「乙サービス環境」という）に保存されるデータ（以下「甲データ」という）について、本

ネットワークサービスを実施するために必要な範囲で閲覧および使用することができるものとします。また、乙は、法令により第三者への甲データの開示を要請された場合、当該要請にかかる範囲内で甲データを第三者に開示することができるものとします。

（９）甲は、第（２）号に加え富士通クラウドテクノロジーズ株式会社から乙へのニフクラ環境、および提供条件の変更に伴い、乙が本ネットワークサービスのサービス詳細説明書、提供機能または契約金額を変更することがあることを了承するものとします。また、契約金額が変更となる場合、甲は、乙からの申し出に従い、変更契約の締結に応じるものとします。

（１０）甲は、乙が甲データについて乙所定の条件に合致するファイルを分析するために、乙が甲データを日本国内および米国内のデータセンターに設置される乙所定のファイル分析装置へ伝送されることを了承するものとします。また、甲は、乙が甲データを分析して作成したファイルセキュリティに関するデータについて、甲が利用者であることが特定することができないよう加工または匿名化したうえで（加工または匿名化した後のデータを「匿名化済の甲データ」という）、乙が甲を含む本ネットワークサービスの利用者のために使用することにあらかじめ同意します。また、甲は、乙が当該利用者に対する本ネットワークサービスの性能等を向上させるために、当該利用者、乙の委託先、または、外部のセキュリティ関連の研究者等に対して、匿名化済の甲データを開示し使用させることを、あらかじめ承諾します。

（１１）甲は、本ネットワークサービスの利用にあたり、他の条項に加え、Ｐａｌｏ　Ａｌｔｏ　Ｎｅｔｗｏｒｋｓ，　Ｉｎｃ．（以下「パロアルト社」という）が定める「ｅｎｄ-ｕｓｅｒ-ａｇｒｅｅｍｅｎｔ」（以下「ＥＵＬＡ」という）（https://www.paloaltonetworks.com/content/dam/pan/en_US/assets/pdf/legal/palo-alto-networks-end-user-license-agreement-eula.pdf）を遵守するものとします。なお、甲は、ＥＵＬＡはパロアルト社により随時変更されるものであることを予め承知し、自らの責任で、最新のＥＵＬＡを確認するものとします。本ネットワークサービスに含まれるパロアルト社が提供するクラウド型セキュアアクセスサービスエッジ（以下「パロアルトＳＡＳＥ」という）にはＥＵＬＡが適用され、本契約（ネットワークサービス利用規約、本別表、サービス詳細説明書等を含む、以下同じ）とＥＵＬＡの内容が矛盾または抵触する場合には、ＥＵＬＡの内容が優先するものとします。

（１２）甲は、本ネットワークサービスは、日本国内に設置された甲設備に限り提供されるものであることを予め了承し、かつ、本ネットワークサービスの対象とする甲設備が日本国内に設置されていることを乙に保証するものとします。なお、乙は、各国の個人情報保護関連法令（EU加盟国における統一的な個人データの保護に関する法律（GDPR）を含むがこれに限られない）の遵守および関連する手続きについて、何らの責任も負わないものとし、甲は、甲が本号の保証に反したことにより、乙に制裁金が課された場合、また、その他乙に損害が発生した場合には、当該課徴金相当額および乙に発生した損害を賠償するものとします。

４．ネットワークサービスの内容

（１）基本サービス

ａ．初期セットアップ

ア．サービス機能設定

乙は、甲がサービス詳細説明書記載の基本提供機能を利用できるよう、乙所定の設定を行います。

イ．甲管理者ＩＤの発行

乙は、甲管理者がサービスポータルを利用する際に使用するＩＤおよびパスワード（以下「管理者ＩＤ等」という）を甲に提供します。

ｂ．基本利用料

乙は、本ネットワークサービスの実施期間中、サービス詳細説明書記載の以下の機能を提供します。

ア．インターネットおよびＶＰＮ接続機能

乙は、甲がファイアウォール装置からインターネットへ接続するためのサービス詳細説明書記載のインターネットおよびＶＰＮ接続を提供します。

イ．基本機能

乙は、サービス詳細説明書記載の基本機能を、本サービスの実施期間中継続して提供します。

（２）拠点接続

ア．初期セットアップ

乙は、甲がサービス詳細説明書記載の拠点接続機能を利用できるよう、乙所定の設定を行います。

イ．拠点接続

乙は、サービス詳細説明書記載の拠点接続機能を継続的に提供します。

ウ．拠点追加オプション

乙は、サービス詳細説明書記載の拠点追加を継続的に提供します。

エ．帯域追加オプション

乙は、サービス詳細説明書記載の帯域追加を継続的に提供します。

（３）デバイス接続

ア．初期セットアップ

乙は、甲がサービス詳細説明書記載のデバイス接続機能を利用できるよう、乙所定の設定を行います。

イ．デバイス接続利用料

乙は、サービス詳細説明書記載のデバイス接続機能を継続的に提供します。

（４）拠点接続＋デバイス接続

ア．初期セットアップ

乙は、甲がサービス詳細説明書記載の拠点接続機能とデバイス接続を利用できるよう、乙所定の設定を行います。

イ．セット切替　拠点接続初期セットアップ

乙は、甲がサービス詳細説明書記載の拠点接続機能を利用できるよう、乙所定の設定を行います。

ウ．セット切替　デバイス接続初期セットアップ

乙は、甲がサービス詳細説明書記載のデバイス接続を利用できるよう、乙所定の設定を行います。

エ．拠点接続＋デバイス接続利用料

乙は、サービス詳細説明書記載の拠点接続機能およびデバイス接続機能を継続的に提供します。

オ．拠点追加オプション

乙は、サービス詳細説明書記載の拠点追加を継続的に提供します。

カ．帯域追加オプション

乙は、サービス詳細説明書記載の帯域追加を継続的に提供します。

キ．帯域＋デバイス接続追加オプション

乙は、サービス詳細説明書記載の帯域追加およびデバイス追加を継続的に提供します。

ク．デバイス接続追加オプション

乙は、サービス詳細説明書記載のデバイス追加を継続的に提供します。

（５）ユーザ・グループ識別オプション

ア．初期セットアップ

乙は、甲がサービス詳細説明書記載のユーザおよびグループ識別を利用できるよう、乙所定の設定を行ないます。

イ．拠点接続・オンプレＡＤ連携用

乙は、サービス詳細説明書記載の拠点接続利用時にお客様所有のＭｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ａｃｔｉｖｅ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒｙに含まれるＩＤまたはグループ情報をセキュリティポリシーとして利用する機能を継続的に提供します。甲は、本ネットワークサービスの提供に必要な範囲において、甲設備内のＡｃｔｉｖｅ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒｙの情報の一部が、ニフクラ環境で動作するＵｓｅｒ　Ｉｄ　ＡｇｅｎｔおよびＣｌｏｕｄ　Ｉｄｅｎｔｉｔｙ　Ａｇｅｎｔに保存されることをあらかじめ了承し必要な処置を実施するものとします。

ウ．デバイス接続・オンプレＡＤ連携用

乙は、サービス詳細説明書記載のデバイス接続利用時にお客様所有のＭｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ａｃｔｉｖｅ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒｙに含まれるＩＤまたはグループ情報をセキュリティポリシーとして利用する機能を継続的に提供します。甲は、本ネットワークサービスの提供に必要な範囲において、甲設備内のＡｃｔｉｖｅ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒｙの情報の一部が、ニフクラ環境で動作するＣｌｏｕｄ　Ｉｄｅｎｔｉｔｙ　Ａｇｅｎｔに保存されることをあらかじめ了承し必要な処置を実施するものとします。

エ．デバイス接続・ＡｚｕｒｅＡＤ連携用

乙は、サービス詳細説明書記載のデバイス接続利用時にお客様所有のＭｉｃｒｏｓｏｆｔ　Ａｚｕｒｅ　Ａｃｔｉｖｅ　Ｄｉｒｅｃｔｏｒｙに含まれるグループ情報をセキュリティポリシーとして利用する機能を継続的に提供します。

（６）ＶＰＮ接続（ＳＣ）追加オプション

乙は、サービス詳細説明書記載のＶＰＮ接続（ＳＣ）を継続的に提供します。
（７）ログ保管容量追加オプション
乙は、サービス詳細説明書記載のログ保管追加を継続的に提供します。
（８）設定変更オプション
乙は、甲からの本ネットワークサービスに関する設定変更指示に従い、ファイアウォール装置の設定変更を行います。
（９）セキュリティオプション導入支援
乙は、甲がサービス詳細説明書記載の対象オプション機能を利用できるよう、乙所定の導入支援を行います
（１０）ＳａａＳ　Ｓｅｃｕｒｉｔｙ　Ｉｎｌｉｎｅオプション
乙は、サービス詳細説明書記載のＳａａＳ　Ｓｅｃｕｒｉｔｙ　Ｉｎｌｉｎｅ機能を継続的に提供します。
（１１）ＩｏＴセキュリティオプション
乙は、サービス詳細説明書記載のＩｏＴセキュリティ機能を継続的に提供します。
（１２）ＡＤＥＭ ｆｏｒ デバイス接続オプション
乙は、サービス詳細説明書記載のＡＤＥＭ機能を継続的に提供します。

５．料金月、実施期間、利用数および利用金額
（１）本ネットワークサービスの料金月は、毎月１日から末日までとします。
（２）
ａ．ネットワークサービス利用規約第７条の定めに関わらず、第４項第（１）号のb.に定める基本利用サービス（以下「利用サービス」という）、拠点接続、デバイス接続、拠点接続＋デバイス接続それぞれのサービス開始日は、乙が甲から申し込みを受けて当該サービスにかかる準備を行い甲に対して利用可能となった旨の通知をした日（以下「開通日」という）とします。また、利用サービスの当初の実施期間（以下「基本実施期間」という）については開通日から１年間とし、拠点接続における拠点追加オプションおよび帯域追加オプション、帯域＋デバイス接続における拠点追加オプション（セット用）、帯域＋デバイス接続追加オプションデバイス接続追加オプション、ログ保管容量追加オプション、ユーザ・グループ識別オプション、ＳａａＳ Ｓｅｃｕｒｉｔｙ　Ｉｎｌｉｎｅオプション、ＩｏＴセキュリティオプション、およびＡＤＥＭ ｆｏｒ デバイス接続オプションのサービス実施期間の終了日は、利用サービスの実施期間終了日と同様とします。なお、拠点接続における拠点追加オプションおよび帯域追加オプション、帯域＋デバイス接続における拠点追加オプション（セット用）、帯域追加オプション（セット用）、帯域＋デバイス接続オプション、デバイス接続追加オプション、ＶＰＮ接続（ＳＣ）追加オプション、ログ保管容量追加オプション、ユーザ・グループ識別オプション、ＳａａＳ Ｓｅｃｕｒｉｔｙ　Ｉｎｌｉｎｅオプション、ＩｏＴセキュリティオプション、およびＡＤＥＭ ｆｏｒ デバイス接続オプションは基本サービスの利用サービスの提供が前提となるサービスであり、利用サービスが終了した場合、これらのオプションサービスも同時に終了するものとします。
ｂ．実施期間満了後に本ネットワークサービスを継続利用する場合、甲は、実施期間満了の１か月前までに乙が定める利用継続に関する手続きを行い、その場合の実施期間は１年間とします。継続利用時の契約条件は、従来の契約条件から変更される可能性があります。また、以後の利用継続についても同様とします。なお、期間満了１か月前までに甲が当該継続に関する手続きを実施しない場合、本ネットワークサービスは自動的に終了するものとします。
（３）ネットワークサービス利用規約第８条第３項（３）号の定めに関わらず、拠点追加オプション、帯域追加オプション、デバイス接続利用料、帯域＋デバイス接続追加オプション、デバイス接続追加オプション、ＶＰＮ接続（ＳＣ）追加オプション、ログ保管容量追加オプション、ＳａａＳ Ｓｅｃｕｒｉｔｙ　Ｉｎｌｉｎｅオプション、ＩｏＴセキュリティオプション、およびＡＤＥＭ ｆｏｒ デバイス接続オプションの毎料金月の従量払利用金額は、サービスの数に明細表記載の単価を乗じた金額とし、毎料金月の初日に発生するものとします。
（４）甲は、拠点追加オプションおよび拠点追加オプション（セット用）の契約数（以下「拠点接続契約数」という）を追加または減少する場合、乙の定める期日までに、乙所定の方法で乙に新たな拠点接続契約数を通知するものとします。
（５）甲は、帯域追加オプションおよび帯域追加オプション（セット用）の契約数（以下「帯域追加契約数」という）を追加する場合、乙の定める期日までに、乙所定の方法で乙に新たな帯域追加契約数を通知するものとします。ただし、甲は、毎年利用料の開通日に応答する日の直近３か月（以下「変更不可期間」という）は、オプション申込数を追加することができないことを予め承知するものとします。
（６）甲は、帯域＋デバイス接続オプションの契約数（以下「帯域＋デバイス接続契約数」という）を追加する場合、乙の定める期日までに、乙所定の方法で乙に新たな帯域追加契約数を通知するものとします。ただし、甲は、毎年基本サービス利用サービスの開通日に応答する日の直近３か月（以下「変更不可期間」という）は、オプション申込数を追加することができないことを予め承知するものとします。
（７）甲は、デバイス接続オプションの契約数（以下「デバイス接続契約数」という）を追加する場合、乙の定める期日までに、乙所定の方法で乙に新たな帯域追加契約数を通知するものとします。ただし、甲は、毎年基本サービス利用サービスの開通日に応答する日の直近３か月（以下「変更不可期間」という）は、オプション申込数を追加することができないことを予め承知するものとします。
（８）甲は、ＶＰＮ接続（ＳＣ）追加オプションを追加する場合、乙の定める期日までに、乙所定の方法で乙に新たなＶＰＮ接続（ＳＣ）追加契約数を通知するものとします。ただし、甲は、毎年基本サービス利用サービスの開通日に応答する日の直近３か月（以下「変更不可期間」という）は、オプション申込数を追加することができないことを予め承知するものとします。
（９）甲は、ログ保管容量追加オプションの契約数（以下「ログ保管容量追加契約数」という）を追加する場合、乙の定める期日までに、乙所定の方法で乙に新たなログ保管容量追加契約数を通知するものとします。ただし、甲は、毎年基本サービス利用サービスの開通日に応答する日の直近３か月（以下「変更不可期間」という）は、オプション申込数を追加することができないことを予め承知するものとします。
（１０）甲は、実施期間満了前に利用サービスおよび拠点追加オプション、帯域追加オプション、帯域＋デバイス接続オプション、デバイス接続追加オプション、ＶＰＮ接続（ＳＣ）追加オプション、ログ保管容量追加オプション、ＳａａＳ Ｓｅｃｕｒｉｔｙ　Ｉｎｌｉｎｅオプション、ＩｏＴセキュリティオプション、およびＡＤＥＭ ｆｏｒ デバイス接続オプションを中途解約する場合、当該中途解約により終了する利用サービスおよびリソースオプションにかかる明細表記載の従量払契約金額に残存期間月数を乗じた金額に相当する金額を中途解約料金として、中途解約日までに、乙に支払うものとします。なお、甲が利用サービスおよびリソースオプションを中途解約する場合、甲は中途解約日を当該中途解約日の３か月前までに、書面をもって乙に通知するものとします。

６．初期セットアップ、設定変更オプションの終了
乙は、各初期セットアップ、または設定変更オプションの作業終了後、すみやかにＥ－ｍａｉｌによる開通通知（以下「開通通知」という）により、作業の終了を甲に報告するものとします。甲は、当該開通通知の受領後すみやかにその内容を確認するものとします。当該内容の確認をもって当該初期セットアップ、または当該設定変更オプションの終了とします。

７．サービス提供時間帯
本ネットワークサービスにおける各利用サービスの提供時間帯は２４時間３６５日とします。

８．サービスの停止
乙は、次のいずれか一つの事由に該当したとき、事前の通知なく、ただちに本ネットワークサービスの全部または一部の提供を停止できるものとします。また、当該事由が十分かつただちに解消されない場合、乙は書面による通知により、ただちに本契約の全部または一部を解約できるものとします。本ネットワークサービスの停止期間中も、本契約が解約されるまでの間、ネットワークサービス利用規約に定める条件に従い、本ネットワークサービスにかかる支払いを継続するものとします。なお、乙は、本項に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。また、基本実施期間満了前に、乙が本項により本契約を解約する場合、甲は第５項第（３）号に定める中途解約料金を、ただちに乙に支払うものとします。ただし、基本実施期間満了後はこの限りでないものとします。
ａ．甲または利用者による本ネットワークサービスの利用により本ネットワークサービスもしくは第三者にセキュリティリスクを生じさせる場合
ｂ．甲による本ネットワークサービスの利用が詐欺的である場合
ｃ．本ネットワークサービスの利用が乙もしくはそのグループ会社に何らかの責任を生じさせる場合
ｄ．甲または第三者が、支払義務の不履行があった場合、その他、本契約の定めに一つでも違反した場合
ｅ．甲が、通常業務を停止したとき、もしくは停止する見込みがある、または、破産、清算、解散、その他同様の手続きにかかる場合（当該状況について乙が認める形で解消されるまで）

９．サービスに関する問い合わせ

（１）技術サポート

乙は、本ネットワークサービスの実施期間中、甲管理者からの本ネットワークサービスに関する仕様または設定方法に関する質問を、甲管理者を窓口として、Ｅ－ｍａｉｌで受け付けるものとします。なお、Ｅ－ｍａｉｌによる問い合わせの受付時間帯は２４時間３６５日、回答時間帯は平日９：００～１７：００とします。なお、乙は、本別表に定められている以外の甲が個別に導入したサービスおよびソフトウェア、本ネットワークサービスと組み合わせて使用されるソフトウェア、または乙サービス環境の内部構造に関する質問について、技術サポートを提供する義務を負わないものとし、甲は、自己のアプリケーションならびに本ネットワークサービスを利用するために甲または利用者が使用するソフトウェア、ＡＰＩ、情報処理装置、情報記録装置等に関する技術サポートについて、自ら責任を負うものとします。

（２）障害受付

本ネットワークサービスに障害が発生した場合における原因調査、回避措置に関する質問または相談を、甲管理者のみを窓口として、電話で受け付けるものとします。なお、電話による問い合わせの受付時間帯は、２４時間３６５日とします。また、甲設備の設定、動作不良等についてはサポート対象外となります。

１０．本ネットワークサービスに対する乙の責任

（１）本ネットワークサービスの利用不能、その他本ネットワークサービスに関して乙が甲に対して負う責任は、ネットワークサービス利用規約第１９条の定めがすべてであり、乙はネットワークサービス利用規約第１９条に定める責任のほかは何ら責任を負わないものとします。

（２）本ネットワークサービスの利用不能、不具合、その他乙による債務不履行があったとしても、すでに発生した甲の支払義務が免除または軽減されることはなく、甲は、本ネットワークサービスの利用不能、不具合、その他乙による債務不履行が生じたことを理由として弁済を拒否または留保等してはならないものとします。

１１．免責

本ネットワークサービスに関し、以下の各号の事由は乙の責に帰すべからざる事由（ただし、これに限られない）であり、乙は、当該事由に起因して甲に生じた損害についてはいかなる法律上の義務も負わないものとします。

（１）甲が本契約に定める義務を遵守しないことに起因して障害、不具合、利用不能となった場合

（２）ニフクラ環境に起因して本ネットワークサービスに障害もしくは不具合等が生じた場合、または、利用不能となった場合

（３）甲が第３項の条件を満たさないことに起因して本ネットワークサービスの提供ができない場合、または中断した場合

（４）ネットワークサービス利用規約第２６条に定める本サービスの提供の中断を行った場合

１２．不可抗力

甲および乙は、本契約に基づく金銭債務以外の義務の履行遅延または履行不能につき、当該遅延または不履行が自己の合理的な支配の及ばない原因によるものである場合には、損害賠償責任その他何ら責任を負わないものとします。当該原因には、第三者による攻撃および違法行為、または自然災害、戦争、暴動、紛争、テロ行為、労働争議その他の産業騒乱、封鎖、通商停止、政府の行為もしくは命令、停電、火災、その他ネットワーク、装置またはソフトウェアの故障または誤作動を含むものとします。

１３．乙による契約の解除

乙は、次のいずれか一つにでも該当したとき、甲に通知することにより、損害賠償責任その他何ら責任を負うことなく、ただちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。

（１）　乙が本ネットワークサービス提供のために利用しているニフクラ環境について、乙と富士通クラウドテクノロジーズ株式会社の契約が理由の如何を問わず終了したとき

（２）上記（１）の他、本ネットワークサービスを提供するために使用しているサービス、ソフトウェアもしくはその他技術を提供している第三者と乙の関係が理由の如何を問わず終了したとき、または、本ネットワークサービスの一部として当該サービス、当該ソフトウェアもしくはその他技術の提供方法を変更する必要があるとき

（３）甲もしくは利用者による本ネットワークサービスの利用、または甲もしくは利用者に対して本ネットワークサービスを提供することが、法規制上の理由から、実行できないと乙が判断したとき

１４．安全保障輸出管理

ネットワークサービス利用規約第２４条の定めに加え、甲は、本ネットワークサービスの利用について適用されるすべての技術管理または輸出関連の法律および規制を遵守する責任があるものとします。甲は、米国の輸出管理法、規則および関連命令等を含め、適用される法律または規則に違反して、本ネットワークサービスへのアクセスまたはその利用に関連して乙から入手する技術データおよび当該データが組み込まれたソフトウェア等の製品を、輸出の時点で政府または政府機関が輸出許可またはその他の政府承認を要求する国に対して、当該許可または承認を取得せずに輸出してはならないものとします。

１５．サービス終了時のデータの取り扱い

乙は、本ネットワークサービスの終了時に、甲が乙サービス環境に登録（入力）したデータ（第三者サービス環境に格納されて通信履歴データを含む）を消去するものとします。甲は、当該データが必要な場合、本ネットワークサービスの実施期間中に、サービス詳細説明書に従い、当該データをダウンロードしておくものとします。

１６．知的財産権の帰属

（１）本ネットワークサービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等にかかる知的財産権は、乙または第三者（以下「ライセンサー」という）に帰属するものとします。甲は、当該ソフトウェアおよびコンテンツ等の企業秘密または基礎的ノウハウ等を明らかにする目的のために、ダウンロード、模写、複製、改造、他に適合させること、修正、強化、翻訳、二次創作物の作成、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、翻案、公衆送信（送信可能化を含む）、その他、非公開の内部構造を解析する行為を行ってはならないものとします。

（２）本ネットワークサービスの一部において、甲は、本ネットワークサービスにおいて利用することができるライセンサーのソフトウェアを、当該ライセンサーの許諾のもと提供されることがあるものとします。甲は、本ネットワークサービスにより提供されるライセンサーのソフトウェア（オープンソースソフトウェアを含む、以下同じ）を使用するにあたり、乙が提示するライセンス条項に同意するとともに、これを遵守するものとします。なお、ライセンサーが当該ソフトウェアについて負う責任の範囲は、当該ライセンス条項に定める範囲に限られるものとします。サービス詳細説明書等において、本ネットワークサービスの利用方法および本ネットワークサービス上で動作するもしくは本ネットワークサービスを利用するウェブもしくはアプリケーションの構築方法に適用される方針、規則または制約が規定されることがあり、甲および利用者はそれらを遵守しなければならないものとします。

（３）乙は、ライセンサーによるソフトウェアのライセンスまたは当該ソフトウェアのサポートの満了または終了等により、当該ソフトウェアの提供を終了することができるものとします。このとき、乙は、甲に対して、その旨を事前に通知するものとし、甲は、当該ソフトウェアの提供終了期日までに当該ソフトウェアの利用を停止し、技術的に可能である場合には当該ソフトウェアを削除するものとします。なお、当該提供終了期日後も甲において停止および削除が実施されなかった場合、乙は、当該ソフトウェアが格納された甲設備からのアクセスを乙の裁量でアクセス制限することができるものとします。

（４）甲は本ネットワークサービスを利用するために必要な範囲で、乙が甲に提供したドキュメント（それらの著作権も乙に帰属します）の全部または一部を複製することができます。（ただし、乙が秘密である旨表示したものを除く）

（５）甲は、本ネットワークサービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等を、本ネットワークサービスと類似の製品やサービスの開発、出力事業の操業等に利用すること、本別表およびサービス詳細説明書に記載の無い用法、法律に違反する使い方で、使用しないこととします。

（６）甲は、本ネットワークサービスに関して提供されるソフトウェアおよびコンテンツ等の、著作権と商法表示を含む全ての知的財産権の表示および免責事項を削除してはならないものとします。

１７．情報セキュリティ

（１）乙は、乙サービス環境（ただし、ニフクラ環境を除き、以下「乙保有サービス環境」という）に対して、乙所定の情報セキュリティ防護措置を講じるものとします。本ネットワークサービスおよび甲データの情報セキュリティに関する乙の責任は当該情報セキュリティ防護措置を維持することに限られるものとします。乙保有サービス環境内における甲のデータを保存および処理するために使用される乙設備は、乙が自己の同種の情報を処理および保存する設備同様の合理的なセキュリティ基準に準拠するものとします。乙は、情報セキュリティに関する問題が発生しないことを保証するものではありません。なお、政府の規制の変化、その他の理由により、乙は甲に対して甲設備に関するセキュリティ上の措置を要求することがあり、甲はこれに応じるものとします。

（２）甲は、乙保有サービス環境において動作するハードウェアまたはソフトウェアに、既知または未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとします。甲が乙保有サービス環境に第三者による攻撃または不正行為があったと疑いを持った場合、甲は、ただちに乙に対して通知すると共に、当該攻撃または不正行為への対策に必要な範囲で、乙に協力するものとします。乙は、脆弱性が乙保有サービス環境において生じる場合、当該脆弱性を回復するための合理的な努力を行うものとします。
（３）乙は、甲による本ネットワークサービスの利用の過程で生じた甲データの滅失、毀損、紛失、漏えい等に関して、その発生原因を問わず、甲が被った損害について何ら責任を負わないものとします。

１８．通知
（１）本契約に基づく乙から甲に対するすべての通知は書面（Ｅ－ｍａｉｌによる送信、本ネットワークサービスポータルへの掲示等を含む）により、サービス申請書または他の書面で指定された宛先に送付されるものとします。
（２）本ネットワークサービスポータル上での通知は、情報を掲載した時点で、乙から甲に通知されたものとみなすものとします。
（３）乙から甲に対するＥ－ｍａｉｌによる通知は、別途当該Ｅ－ｍａｉｌに記載されない限り、乙から甲に送信された時点で、甲に通知されたものとみなすものとします。

１９．乙グループによる情報共有
乙およびその委託先は、どの地域で活動しようとも、本契約の履行に関連して、甲の従業員その他の関係者の業務連絡先の情報を保持することができるものとします。

２０．通信の秘密等
（１）ネットワークサービス条項第７条第２項第（６）号として、次の内容を加えるものとします。
乙が本ネットワークサービスの実施の過程で得た情報の集計および分析を行い、統計資料を作成し、ネットワークサービス、乙サービス環境、ならびに、乙の製品およびサービスの安全性向上等のために限定して利用、および、処理する場合
（２）ネットワークサービス条項第７条第２項第（７）号として、次の内容を加えるものとします。
乙が本ネットワークサービスの実施の過程で得た情報を、当該情報が甲の情報であることが識別できないように加工したうえで、情報セキュリティの研究、開発、改善、啓蒙、または、その他の目的のために利用、および、公表する場合
（３）本ネットワークサービスは、甲のデータ通信を判別するために、必要な情報（IPアドレス、ポート番号、通信パケットのヘッダ情報、添付ファイル、等）を、機械的かつ自動的に識別し、通信履歴の記録を取得すること（以下「通信の記録」という）をしています。甲は、本ネットワークサービスを利用する全ての利用者一人一人から、通信の記録を行うことについて同意を得ていることを保証するものとします。乙は、甲が利用者から同意を得ていなかったことに起因する甲に生じた損害等について、一切の責任を負わないものとします。また、甲が利用者から同意を得ていなかったことに起因して乙に生じた一切の損害について、甲は賠償責任を負うものとします。

２１．個人情報保護
（１）ニフクラ環境における甲の個人情報の取扱いについては、富士通クラウドテクノロジーズ株式会社の「個人情報保護ポリシーについて」（□）に準じて取扱われることに同意するものとします。また、甲データの取扱いを富士通クラウドテクノロジーズ株式会社がその委託先に委託する場合があることに同意するものとします。

２２.留意事項
（１）パロアルトＳＡＳＥの範囲およびその機能・仕様については、ＥＵＬＡに記載のとおりとします。
（２）乙は、パロアルト社との契約条件が、理由の如何を問わず変更または終了した場合には、甲に対し何ら責任を負うことなく、ただちに本契約の条件を変更または本契約を解除することができるものとします。
（３）本ネットワークサービスの実施期間において、利用停止等（第８項に定めるサービスの中断および停止に定める各事項に該当した場合を含むがこれに限られない）により甲が本ネットワークサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払は、当該利用停止等が、乙の故意または重大な過失に基づくものでない限り、甲が引き続きその義務を負うものとします。
（４）甲は、料金の支払を不当に免れた場合は、その免れた額の他、その免れた額の２倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として、乙が別に指定する期日までに支払うものとします。
（５）ネットワークサービス利用規約の定めに関わらず、甲は契約金額について支払い期日を経過してもなお支払が無い場合には、支払い期日の翌日から支払の前日までの日数について、月１．５％の割合または法令により認められる上限の割合のいずれか低い方の割合で計算して得た額を遅延損害金として、乙が指定する期日までに支払うものとします。
（６）パロアルト社および乙が、甲の責に帰すべき事由により本ネットワークサービスの提供ができなくなったときは、乙は、該当するネットワークサービスにかかる契約を解除することができるとともに、損害を被った場合には、甲に当該損害の賠償を請求できるものとします。
（７）乙は、ＥＵＬＡに別段の定めがある場合を除き、パロアルトＳＡＳＥの提供につきいかなる保証も行わず、またパロアルト社の故意または重大な過失に帰すべき理由により、パロアルトＳＡＳＥが全く利用できない状態にある場合であっても、乙は、一切責任を負わないものとします。
（８）乙は、本契約、利用規約または本別表に別段の定めがある場合を除き、パロアルトＳＡＳＥの範囲を除いた本ネットワークサービスについて、不具合・故障、第三者による本ネットワークサービスへの侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、何らの責任も負担しないものとします。
（９）甲は、日本国外における本ネットワークサービスの利用について、パロアルト社がＥＵＬＡにて規定する禁輸国または本契約後に禁輸国となった他の国もしくは地域からのアクセス、およびネットワークサービスで提供されるツールを使用しないものとします。
（１０）乙および販売代理店は、本ネットワークサービスに係る甲管理者その他の者の氏名および住所等をパロアルト社に通知することがあります。
（１１）本ネットワークサービスを構成する全ての著作権、産業財産権、知的財産権その他一切の権利は、乙、パロアルト社その他の正当な権利者に帰属しており、甲に譲渡するものではなく、本契約、利用規約および本別表に別に定める場合を除き、甲に対し使用許諾等するものではありません。
（１２）乙は、理由の有無に関わらず、甲に対して３０日以上前に通知することにより、本ネットワークサービスの全部を廃止し、本契約を解約することができるものとします。ただし、この３０日の期間は、やむをえない事情がある場合には短縮できるものとします。
（１３）甲が本ネットワークサービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合または、第三者からクレーム等の請求がなされた場合、甲は、自己の責任でこれを解決し、乙にいかなる責任も負担させないものとします。

２３．品目一覧
本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品　名	型　名	備　考	支払種別	単位
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ 初期セットアップ	ＮＳ２Ｆ３２０Ｓ		従量料金制（一括払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ 基本利用料	ＮＳ２Ｆ３２０Ｇ		従量料金制（月額払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ 拠点接続　初期セットアップ	ＮＳ２Ｆ３２１Ｓ		従量料金制（一括払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＧＷ２００Ｍ　利用料	ＮＳ２Ｆ３２１Ｇ		従量料金制（月額払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＧＷ５００Ｍ　利用料	ＮＳ２Ｆ３２２Ｇ		従量料金制（月額払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＧＷ１Ｇ　利用料	ＮＳ２Ｆ３２３Ｇ		従量料金制（月額払）	式

ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＧＷ２．５Ｇ　利用料	ＮＳ２Ｆ３２４Ｇ		従量料金制（月額払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＧＷ５Ｇ　利用料	ＮＳ２Ｆ３２５Ｇ		従量料金制（月額払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＧＷ１０Ｇ　利用料	ＮＳ２Ｆ３２６Ｇ		従量料金制（月額払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＧＷ２５Ｇ　利用料	ＮＳ２Ｆ３２７Ｇ		従量料金制（月額払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ 拠点追加オプション	ＮＳ２Ｆ３２８Ｇ		従量料金制（従量払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ 帯域追加オプション	ＮＳ２Ｆ３２９Ｇ		従量料金制（従量払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ デバイス接続　初期セットアップ	ＮＳ２Ｆ３３０Ｓ		従量料金制（一括払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ デバイス接続　利用料	ＮＳ２Ｆ３３０Ｇ		従量料金制（従量払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ 拠点接続＋デバイス接続　初期セットアップ	ＮＳ２Ｆ３５０Ｓ		従量料金制（一括払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ セット切替　拠点接続初期セットアップ	ＮＳ２Ｆ３５１Ｓ		従量料金制（一括払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ セット切替　デバイス接続初期セットアップ	ＮＳ２Ｆ３５２Ｓ		従量料金制（一括払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＧＷ２００Ｍ＋２００ＩＤ　利用料	ＮＳ２Ｆ３５０Ｇ		従量料金制（月額払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＧＷ５００Ｍ＋５００ＩＤ　利用料	ＮＳ２Ｆ３５１Ｇ		従量料金制（月額払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＧＷ１Ｇ＋１０００ＩＤ　利用料	ＮＳ２Ｆ３５２Ｇ		従量料金制（月額払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＧＷ２．５Ｇ＋２５００ＩＤ　利用料	ＮＳ２Ｆ３５３Ｇ		従量料金制（月額払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＧＷ５Ｇ＋５０００ＩＤ　利用料	ＮＳ２Ｆ３５４Ｇ		従量料金制（月額払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＧＷ１０Ｇ＋１００００ＩＤ　利用料	ＮＳ２Ｆ３５５Ｇ		従量料金制（月額払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＧＷ２５Ｇ＋２５０００ＩＤ　利用料	ＮＳ２Ｆ３５６Ｇ		従量料金制（月額払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ 拠点追加オプション（セット用）	ＮＳ２Ｆ３５７Ｇ		従量料金制（月額払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ 帯域追加オプション（セット用）	ＮＳ２Ｆ３６３Ｇ		従量料金制（従量払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ 帯域＋デバイス接続追加オプション	ＮＳ２Ｆ３５８Ｇ		従量料金制（従量払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ デバイス接続追加オプション	ＮＳ２Ｆ３５９Ｇ		従量料金制（従量払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ユーザ・グループ識別オプション 初期セットアップ	ＮＳ２Ｆ３６０Ｓ		従量料金制（一括払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ユーザ・グループ識別オプション 拠点接続・オンプレＡＤ連携用	ＮＳ２Ｆ３６０Ｇ		従量料金制（従量払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ユーザ・グループ識別オプション デバイス接続・オンプレＡＤ連携用	ＮＳ２Ｆ３６１Ｇ		従量料金制（従量払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ユーザ・グループ識別オプション デバイス接続・Ａｚｕｒｅ　ＡＤ連携用	ＮＳ２Ｆ３６２Ｇ		従量料金制（従量払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＶＰＮ接続（ＳＣ）追加オプション	ＮＳ２Ｆ３６４Ｇ		従量料金制（従量払）	式

ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ログ保管容量追加オプション	ＮＳ２Ｆ３３１Ｇ		従量料金制（従量払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ 設定変更オプション	ＮＳ２Ｆ３３２Ｓ		従量料金制（一括払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ セキュリティオプション導入支援	ＮＳ２Ｆ３６５Ｓ		従量料金制（一括払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＳａａＳ　Ｓｅｃｕｒｉｔｙ　Ｉｎｌｉｎｅオプション	ＮＳ２Ｆ３６５Ｇ		従量料金制（従量払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＩｏＴセキュリティオプション	ＮＳ２Ｆ３６６Ｇ		従量料金制（従量払）	式
ＣｌｏｕｄＰｒｏｔｅｃｔ　Ｚｅｒｏ　Ｔｒｕｓｔ　Ｎｅｔｗｏｒｋ ＡＤＥＭ　ｆｏｒ　デバイス接続オプション	ＮＳ２Ｆ３６７Ｇ		従量料金制（従量払）	式

［変更内容］
（２０２０年１２月２５日）本別表を適用します。
（２０２１年3月２９日）デバイス接続を追加しました。
（２０２１年１１月５日）拠点接続＋デバイス接続を追加しました。
（２０２２年１２月１２日）ユーザ・グループ識別オプションメニューを追加しました。
（２０２３年2月２２日）帯域追加オプション（セット用）メニュー、ＶＰＮ接続（ＳＣ）追加オプションメニューを追加しました。
（２０２３年１２月１５日）セキュリティオプション導入支援、ＳａａＳ　Ｓｅｃｕｒｉｔｙ　Ｉｎｌｉｎｅオプション、ＩｏＴセキュリティオプション、ＡＤＥＭ　ｆｏｒ　デバイス接続オプションを追加しました。

［凡例］
本別表では、以下の略称を用いています。

略　称	名　称
ＩＤ	Ｉｄｅｎｔｉｆｉｅｒ

以　上

別表Ｎｏ．Ｎ０２１Ｌ